

奨学生募集要項（2025年度）

No. 431

直接応募（C区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	本庄国際奨学財団【2026年度予約採用】（ 改正版 ）		
2025 募集人数	若干名		
募集学年	修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程 ※法科大学院は研究計画書を提出できる場合は応募可		
募集学部・研究科 研究分野等	全研究科		
財団締切時期	2025年10月31日（金）		
給付	以下の1)～3)より、最終目標の学位取得までの最短年限にあたる期間を支給 月額 1) 23万円を1～2年間 2) 21万円を3年間 3) 18万円を4～5年間	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	国際学会に出席するための費用支給有		
併給	一部可	年齢制限	修士（博士前期）課程は、入学時に30歳以下 博士（博士後期）課程は、入学時に35歳以下
就労制限	有（受給中の就職・アルバイトは原則として禁止）	出身地制限	日本国籍を持つ者
その他応募条件	・ 下記以外の他の奨学金を受給することはできない * 日本学術振興会特別研究員 * 国立研究開発機構科学技術振興機構（JST）によるフェローシップ（JSTが他の奨学金との重複受給を認めているものに限る） ・ 2026年4月時点で大学院に在籍している者、または2026年4月に大学院に入学を予定している者等 ・ 2026年4月時点で在籍期間が残り1年以上ある者 ・ 年4回の面談他、財団で行う行事等に参加できる者 ・ 大学院修了後は母国に貢献する将来計画を持つ者 ・ 国際親善や交流に理解を持ち、財団で行う行事や同窓生ネットワークに積極的に参加・協力できる者 ・ 申請は、財団ホームページオンライン申請システムより行うこと		

2026 年度本庄国際奨学財団

日本人国内大学院生奨学金募集要項

(募集期間：2025 年 9 月 1 日～2025 年 10 月 31 日)

【奨学金の概要】

1. 日本国内の大学院（修士課程・博士課程）に在籍する日本国籍を有する学生に対する奨学金
2. 奨学金は 2026 年 4 月以降より大学院の開始時期にあわせて支給します。
3. 返済の義務はありません。
4. 以下の金額と期間のうち、最終目標とする学位取得までの最短年限にあたる期間を奨学金支給期間とします。
支給開始後の期間の変更はできません。
 - (1) 月額 23 万円を 1 年間～2 年間
 - (2) 月額 21 万円を 3 年間
 - (3) 月額 18 万円を 4 年間～5 年間
5. そのほかに国際学会に出席するための費用が、奨学金支給規程に基づき支給されます。
6. 奨学金受給期間中は下記**以外**の他の奨学金を受給することはできません。
 - 日本学術振興会特別研究員
 - **国立研究開発機構科学技術振興機構（JST）によるフェローシップ（JST が他の奨学金との重複受給を認めているものに限る）※2025 年 9 月 19 日追加**
7. 奨学金受給中は、就職をしてはいけません。アルバイトも禁止です。ただしティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなど大学や研究に関する仕事ならびに通訳、翻訳、国際交流事業の手伝いなど国際交流に関する一時的な仕事、学位取得や将来の仕事のために必要なインターンシップは除きます。
8. 奨学金受給中は年 4 回面談するほか、財団で行う行事等に参加することが求められます。
9. 大学院修了後も同窓会などへ積極的に参加することが求められます。

【募集人数】

若干名

【応募資格】（すべての資格に該当すること）

1. 日本国籍を持つ者。
2. 2026 年 4 月時点で大学院に在籍している者。または 2026 年 4 月に入学を予定している者。申請時にすでに在籍している方、申請時に在籍していない（社会人である）方も応募可能です。
3. 2026 年 4 月時点で在籍期間が残り 1 年以上あること。
4. 専門職大学院は原則的に対象外ですが、研究計画書を提出できる場合は、応募可能です。
5. 博士課程はすでに在籍中の場合は 35 歳までに入学していること、これから入学する場合は入学時に 35 歳以下であること、修士課程はすでに在籍中の場合は 30 歳までに入学していること、これから入学する場合は入学時に 30 歳以下であること。
6. 大学院修了後は母国に貢献する将来計画を持つ者。
7. 国際親善や交流に理解を持ち、財団で行う行事や同窓生ネットワークに積極的に参加または協力できる者。

【募集期間】

2025 年 9 月 1 日～2025 年 10 月 31 日(奨学金オンライン申請システムの稼働期間)

【応募方法】

1. 奨学金オンライン申請システムより必要事項を入力し、下記 3-1 の画像・動画ファイルを、3-2 の書類は PDF ファイルでアップロードしてください。

奨学金オンライン申請システム→ <https://entry.hisf.or.jp> (このシステムは 2025 年 9 月 1 日よりアクセス可能となります)

2. 入力後送信完了すると申請受付番号が発行されます。
審査結果発表はホームページに申請受付番号を記載する形で行いますので、必ず番号を控えてください。
3. 提出データ書類は次の通りです。

3-1 <アップロードする画像・動画ファイル>

A. 顔写真

- 1) 500kB まで
- 2) ファイル形式 .jpg または、.gif

B. 研究紹介動画(2 分以内) **必須**

- 1) ファイルサイズは 1GB まで
- 2) 長さは 2 分以内
- 3) ファイル形式 .mp4 または .mov
- 4) 言語は日本語または英語
- 5) 資料の使用可。ただし顔を映すこと。

C. 自己アピール動画(30 秒以内) **任意**

- 1) ファイルサイズは 1GB まで
- 2) 長さは 30 秒以内
- 3) ファイル形式 .mp4 または .mov
- 4) 言語は日本語または英語
- 5) 原則として資料を使用せず、自分の顔を映すこと。
- 6) アップロードは任意。(なしでもよい)

3-2 <アップロードする PDF ファイル>

A. 成績証明書(日本語または英語。それ以外の言語の場合は翻訳を添付してください。)

A-1 出身大学、学部のもの(必須)

高等専門学校から大学へ編入している場合は高等専門学校の成績証明書も必要です。

A-2 大学院のもの(無い場合は提出不要です。)

B. 研究計画書: 指定の用紙に日本語で書いてください。

指定の用紙はホームページの中にあります。

B-1 これからの研究内容

B-2 大学院で学んだことを将来母国にどのように貢献したいか

B-3 実績(研究、学校や社会での活動について評価されたもの)

以上 3 点について日本語で指定された用紙に収まるように書いてください。

C. 指導教授の推薦書 1 通：申請者の学業、人物、将来性についての所見を書いていただけてください。申請者の学業についてよく知っている人なら、大学院進学前に所属した大学・大学院の先生の推薦書でも構いません。指定の用紙はありません。

※推薦者の希望により推薦書を申請者を通さずに直接財団へ送りたい場合は、必ず推薦者のメールアドレスから info@hisf.or.jp へ 2025 年 10 月 31 日までに送っていただけてください。その際は推薦書のファイル名に申請者の受付番号と氏名の 2 点を記載してください。

※申請者が推薦者から推薦書を受け取った場合はオンライン申請システムからアップロードしてください。推薦書には推薦者の署名または捺印が必要です。

D. 入学許可書、合格通知書など入学を証明できる書類。奨学金申請時にすでに在学中の場合は在学証明書

※入学許可書、合格通知書を 2025 年 10 月 31 日までに入手できない場合は、入手可能日をオンライン申請システムに入力し、入手でき次第電子メールで事務局あてにお送りください。2025 年 11 月 1 日以降はオンライン申請システムでアップロードできません。

※親展や本人開封無効として厳封されている書類も開封して PDF ファイルにしてアップロードしてください。

※複写された書類も提出可能です。

【応募に関するその他の注意】

1. 応募書類は郵送では受付ません。
2. オンライン申請システムは、送信完了後も 2025 年 10 月 31 日まで何回でも書き換え可能です。最終の入力内容が自動的に上書きされます。
3. 応募書類は返却しません。
4. 申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。
ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。
4-1 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出
4-2 審査の過程において、申請内容を確認するため、ならびに奨学金重複受給の確認のため、大学担当者および奨学金団体へ照会する場合

【選考方法】

1. 第一次選考…書類審査 結果は 2026 年 1 月 31 日までに発表します。(一次選考合格者の申請受付番号をホームページに掲載します)
2. 第二次選考…面接審査 2025 年 2 月上旬に東京都内で、またはビデオ電話で実施します。
詳しい日程は第一次選考合格者に直接連絡します。
面接会場に来られない方はビデオ電話による面接審査を行います。
3. 最終決定…2026 年 3 月 31 日

【その他】

1. 下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する

場合があります。

- 1-1 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難なとき。
- 1-2 指導教授から就学又は研究の継続に不適格と認められたとき。
- 1-3 学業成績・素行が不良の場合。
- 1-4 当奨学金申請書の内容や届け出事項に虚偽が発見された場合。
- 1-5 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

【応募に関する問い合わせ】

※お問い合わせは電子メールでお願いします。

公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9

Honjo International Scholarship Foundation

1-14-9, Tomigaya, Shibuya-ku, Tokyo 151-0063

<https://www.hisf.or.jp>

info@hisf.or.jp

改正 2025 年 9 月 19 日